

香川県海岸保全基本計画変更検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 香川県の海岸保全基本計画について、策定後の社会情勢や自然条件の変化に対応して変更を行うにあたり、海岸に関し学識経験を有するものなどの意見を求めるため、「香川県海岸保全基本計画変更検討委員会」（以下「本会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本会は、国が定める海岸保全基本方針の変更（令和2年11月20日）に伴う、香川県の海岸保全基本計画の変更にあたり、海岸の保全に関する基本的な事項、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について検討を行う。

(組織)

第3条 本会は、別表に挙げる委員をもって組織する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 本会に委員長を1名置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、本会を代表し、会議を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和8年3月31日とする。

(会議)

第5条 本会は、事務局が必要に応じ招集する。

- 2 本会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合であって、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定した時はこの限りでない。
 - 一 香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について検討を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合。

(報酬等)

第6条 本会の報酬等は、「附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年10月1日条例第43号）」の香川県地方港湾審議会に準じる。

(解散)

第7条 本会は、その目的が達成された場合には、解散する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、香川県土木部港湾課に置き、本会の運営に関する事務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は令和7年1月9日から施行する。

別表

香川県海岸保全基本計画変更検討委員会 委員名簿

専門・分野	氏 名	役 職 名	備 考
学識 教養一般	池田 弘子	株式会社人間科学研究所 所長	
学識 海岸工学	柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	
関係団体 漁業	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長	
学識 地震・維持管理工学	白木 渡	国立大学法人 香川大学 名誉教授	
学識 水圏環境・水産工学	末永 慶寛	国立大学法人 香川大学創造工学部 教授・学部長	
学識 地域防災	野々村 敦子	国立大学法人 香川大学創造工学部 教授	
関係団体 観光	三矢 昌洋	公益社団法人 香川県観光協会 会長	
学識 海岸工学・沿岸防災工学、沿岸生態系工学	柳川 竜一	国立高等専門学校機構 香川高等専門学校 建設環境工学科 准教授	
関係団体 環境	好井 智子	かがわ自然観察会 代表	

(9名)

(50音順、敬省略)